
豊橋田原ごみ処理施設
整備・運営事業
入札説明書等に関する質問に対する回答
(第2回)

令和4年2月28日

豊橋市

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第2章	6		事業期間	準備工事に関して、早期に設計を進め、遅滞なく工事を完了する必要があります。そのため落札者が決定すれば、特定事業契約締結日前であっても、現地調査を行うことをご認め頂けますでしょうか。	基本協定書第7条(準備行為)に基づく現地調査は認めます。ただし、既存施設の稼働に配慮し、調査内容、箇所、手順等を示した調査計画書を市に事前に提出し、調整を行うものとします。
2	14	第4章	2	(2)	運営事業者の設立	落札者は、基本協定締結後速やかに、「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。とありますが、運営開始までは現場仮設事務所をSPC事務所と兼用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
3	49	別紙6	—	—	制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方	「※ 売電に係る契約については、変更によって生じる負担は基本的に市が負うものとする。ただし、市が負うことが適当でない場合には、市及び運営事業者の協議により決定する。」とあります。貴市と電力会社が契約当事者となる売電契約の変更に伴う費用負担につきましては、基本的な考え方として、別紙6の表「電気料金の変更要因毎の基本的な対応の考え方(買電に係る契約)」の電気料金の変更要因1～3の項目に該当する場合には貴市に当該費用をご負担いただき、当該要因以外については貴市と事業者の協議により決定するという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、No.1～3に該当しない要因について、必ずしも市は運営事業者との協議により決定するとは限りません。
4	52	別紙7	3	—	運営業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価の減額等の措置	ケース1及びケース2それぞれの減額の算定式において、ごみ焼却施設とリサイクル施設と分けて設定をされていること及び、ごみ焼却施設とリサイクル施設の運営業務の開始時期が異なることもあり、ペナルティポイントの算定はそれぞれの業務で分けて算定されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	52	別紙7	3	—	運営業務、主灰等運搬業務及び主灰等資源化業務に係る対価の減額等の措置	上記の理解が正しい場合、例えばごみ焼却施設の累積ペナルティポイントが一定値を超えた際、減額の対象となるのはごみ焼却施設運営業務委託料B(固定費用)のみであり、リサイクル施設運営業務委託料D(固定費用)は減額とはならない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	9	第2	1	(1)	オ(キ)緑地面積率	入札説明書等に関する質問への回答(第1回)の2 要求水準書に関する質問に対する回答No.9を踏まえ、本敷地内における緑地面積率は20%以上、環境施設面積率は25%以上必要と認識しています。 これらの達成時期については、実施設計時に関係機関と協議させていただくことは可能でしょうか。	「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書等に関する質問に対する回答/2要求水準書に関する質問に対する回答」の質問No.10の回答のとおりとしますが、達成時期については、実施設計時に関係機関と協議を行います。
2	28	第2	1	(4)	イ 計画処理量 表2-20	危険ごみ176t/年のうちスプレー缶、ライターそれぞれの概略個数(あるいは重量割合および単位体積重量)をご教示願います。	内訳を提示することはできません。貴社の経験により想定してください。
3	60	第2	3	(2)	ア ごみ計量機 (オ)u	料金徴収方式は、現状の計量システムを踏まえた最新システムによる設計とするが、現金及びプリペイドカード等による支払いが可能なものとし、料金ポスト等により直接、人を介さずに支払える仕組みを基本とする。とありますが、既設で使用していたプリペイドカードは継続して使えるようにする必要がありますでしょうか。	既存施設で使用しているプリペイドカードを継続して使用することを検討していますが、詳細は受注者と協議により決定します。
4	111	第2	3	(11)	ア 共通事項 (コ)	本施設での再利用において余剰となる処理水は河川放流するとのことですが、既存施設において河川放流時に監視している水質項目をご教示頂けないでしょうか。	既存施設の放流水の毎月の検査項目は、pH、SS、COD、BOD、塩素イオン、全リン、全窒素、アンモニア性窒素、有機性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、大腸菌群数です。
5	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲 表3-1	第1回質問回答の175でご回答いただいている、持込みごみ受入選別設備に設置する4tコンテナの仕様をご提示いただけないでしょうか。	4tコンテナの仕様については、天蓋付きとしますが、その他の詳細は、受注者と協議により、使い勝手を踏まえ、決定します。
6	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲 表3-1	2022年1月6日に公表された入札説明書等に関する質問に対する回答「2 要求水準書に関する質問に対する回答」No.176及び177にて「豊橋市単独施設で使用する重機ならびに運搬車両の燃料の手配と点検整備は、運営事業者の範囲となるのでしょうか。」と同一の質問がなされており、それぞれについて異なる回答がなされております。当該質問への回答は「市の業務範囲とします。」と理解してよろしいでしょうか。	No.176の回答を正とし、豊橋市単独施設で使用する重機ならびに運搬車両の燃料の手配と点検整備は市の業務範囲とします。
7	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲 表3-1	第1回質問回答のNo.176、No.177で「豊橋市単独施設で使用する重機ならびに運搬車両の燃料の手配と点検整備は運営事業者の範囲となるのでしょうか。」との問いに「市の業務範囲とします」、「お見込みのとおりです」との相反する回答があります。本業務は貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	質問No.6の回答を参照ください。
8	234	第3	1	(1)	オ 運営事業者の業務範囲 表3-1	第1回質問回答のNo.178で「防疫品の処理において、インフルエンザ感染鳥等の疫病品を“防疫品等受入・供給装置”に積込む作業は貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか」との問いに「市の業務範囲とします」とありますが、家畜伝染病予防法に基き、疫病品の投入作業に関しても事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。但し、防疫品の迅速な処理のほか、通常のごみ処理に支障を生じさせないようにするため、投入時間、量等、市の要請に対して協力や連携、調整をするものとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	添付資料 P.40	—	—	—	添付資料8 新設、解体及び準備工事の内容(標準案)	工事番号110に関して、除鉄装置の改修が工事内容として含まれていますが、除鉄装置は共通系設備であり、改修中はごみ処理を停止する必要があると考えます。そのため、除鉄装置の改修可能日数をご教示頂けますでしょうか。	既存施設の定期点検に伴う全炉停止期間の約1.5日間となります。
10	添付資料 P.85	—	—	—	添付資料19 給水系統フロー(標準案)	南部環境センターへ収集車両の洗車及び床清掃用として12m ³ /日の給水を行うとのことですが、新施設の洗車場建設後も給水量の変化はないと考えて宜しいでしょうか。給水量が減少する場合は給水量の目安をご教示ください。また、給水量が減少する場合は南部環境センターからの排水量も減少すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
1	第12号	—	—	入札提出書類提出届	「(提出書類名及び部数を記載すること)」とありますが、様式第13号～様式第18号までを、以下例のように様式第12号”記”以下に記載し、1枚で収まらない場合は複数枚に必要な事項を記入し、本様式を提出するとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、別紙(事業者任意)として、提出書類を作成して様式第12号に添付するような体裁をとることも可能でしょうか。 例) 記 ・様式第13号 1部 ・様式第13号-1 1部 ・ ・ ・様式第18号 1部	本様式にてご提出ください。
2	第14号 (別紙1)	—	—	入札価格参考資料(豊橋田原ごみ処理施設設計・施工業務に係る対価)	電力会社との工事負担金の発生年度は貴市よりご指示頂けると理解してよろしいでしょうか。	今後閲覧を予定している電力会社からの「接続検討回答書」を踏まえ、貴社の経験から発生年度を設定し、別途配付します様式第14号(別紙1)(修正)に記載してください。
3	第14号 (別紙1)	—	—	入札価格参考資料(豊橋田原ごみ処理施設設計・施工業務に係る対価)	電力会社との工事負担金は、どの費目に含めて表示すればよろしいでしょうか。または、エクセル内に行を追加して別費目として表示することによろしいでしょうか。	別途、様式第14号(別紙1)(修正)をお示しします。
4	第14号 (別紙2)	—	—	入札価格参考資料(豊橋田原ごみ処理施設運営業務等に係る単価)	リサイクル設備の一部をごみ焼却施設内に設置する場合、当該設備の運営費は①ごみ焼却施設運営業務委託料と②リサイクル施設運営業務委託料のどちらに含めて表示すれば宜しいでしょうか。	②リサイクル施設運営業務委託料に含めて計上してください。
5	第15号～第18号	—	—		表紙中央部分に、「正本のみグループ名を記載すること。」とありますので、副本については、下線部をブランクにするのではなく、「グループ名_____」における「」内の文言を削除して副本を作成するかたちでよろしいでしょうか。 また、「※入札提案に…(中略)…グループ名を付すこと。」の注釈も削除して提出することによろしいでしょうか。	表紙については、副本は、グループ名の欄に、受付グループ名を記載してください。 注釈は削除して構いません。
6	第15号-1-9 (別紙)	—	—	SPC及び施設構成人員	構成人員が年度によって異なる場合は年度毎(例;1年目～3年目等)に表を作成してよろしいでしょうか。	年度によって構成人員が異なる場合には、年度毎に表を作成してください。
7	第15号-2-1 (別紙)	—	—	二酸化炭素排出量	E46セル、E50セルに記入されている数式は、「施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準」と「一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素の目安」を入れ替えたものが正と考えて宜しいでしょうか。(数式の切片が入れ替わっていると考えます)	別途、第15号-2-1(別紙)(修正)をお示しします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
8	第15号-2-2 第15号-3-3 第15号-3-4	—	—	最終処分量、 金属類の資源化、 焼却灰、スラグ及びメタル の資源化	提案書には表を含めることとありますが、表は様式第15-2-2(別紙1)と同様に令和14年度を前提に記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	第15号-2-2 (別紙1)	—	—	年間物質収支(令和14年 度)	様式第15号-2-2(別紙1)における計画処理量について、見出しには「年間物質収支(令和14年度)」とありますが、「表3 粗大ごみ処理施設」の計画処理量は、公告時資料にある「添付資料12 年度別計画搬入量」の令和13年度(1年目)を参照されているかと存じます。資料作成にあたり、どちらを正として試算すればよろしいでしょうか。	添付資料12が正となります。 なお、再度精査を行ったことにより、ごみ量の内訳等が修正となります。搬入量の詳細は、別途提示する修正後の「添付資料12 年度別計画搬入量(修正)」及び「様式第15号-2-2(別紙1)年間物質収支(令和14年度)(修正)」、対面的対話結果で追加提示した「追加資料8全体処理フロー」を参照ください。
10	第15号-2-2 (別紙1)	—	—	年間物質収支(令和14年 度)	様式第15号-2-2(別紙1)の「表2 ごみ焼却施設」においては、計画処理量に96,210t/年とご指定があり、公告時資料「添付資料12 年度別計画搬入量」を参照すると、空欄になっている破碎残さ(粗大ごみ処理施設からの搬入)は9,511t/dを記入すべきでしょうか。もしくは、「表3 粗大ごみ処理施設」の破碎対象量の内、回収した金属類、処理不適合物及び処理困難物を減じた数値を転記すれば、よろしいでしょうか。	再度精査を行ったことにより、ごみ量の内訳等が修正となります。搬入量の詳細は、別途提示する修正後の「添付資料12 年度別計画搬入量(修正)」及び「様式第15号-2-2(別紙1)年間物質収支(令和14年度)(修正)」、対面的対話結果で追加提示した「追加資料8全体処理フロー」を参照ください。 「追加資料8 全体処理フロー」において、リサイクル施設からごみ焼却施設に搬入される破碎残さ9,473t/年のうち、リサイクル施設で事前選別された可燃物が2,514t/年、粗大ごみ処理施設の破碎残さが6,959t/年となります。 「破碎残さ(破碎設備から搬入)」は破碎対象量のうち、回収した金属類、処理不適合物及び処理困難物を減じた値として提案してください。
11	第15号-2-2 (別紙1)	—	—	年間物質収支(令和14年 度)	様式第15号-2-2(別紙1)の「表2 ごみ焼却施設」における破碎残さ(粗大ごみ処理施設以外から搬入)3,323t/年について、データ参照元を確認したいのですが、これはリサイクル施設へ搬入され、貴市が事前選別したものの内で、破碎不要と判断され粗大ごみ処理施設を経由せず、焼却処理が必要なごみを指しているという理解でよろしいでしょうか。	質問No.10の回答を参照ください。
12	第15号-2-2 (別紙1)	—	—	年間物質収支(令和14年 度)	様式第15号-2-2(別紙1)の計画処理量を様式15号-3-3に含める表の計画処理量(t)と整合をとることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	第15号-3-1 (別紙2)	—	—	操炉計画	要求水準書P19では収集ごみが月曜日から土曜日が搬入日になっています。対して、本様式は土曜日の搬入がゼロになっておりますが、この様式で計算して宜しいでしょうか。	本様式で計算してください。
14	第15号-3-3	—	—	金属類の資源化	金属類の資源化量とありますが、この場合の資源化量の最大値は、要求水準書P28 表2-20計画処理量におけるリサイクル施設対象量である7,538t/年の内、要求水準書P29 表2-22にある鉄・アルミの割合合計値4.1%をかけた約309t/年との理解でよろしいでしょうか。	鉄、アルミに関する資源化量の最大値の考え方については、お見込みのとおりです。 なお、質問No.10の回答を併せて参照ください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
15	第15号-3-3	—	—	金属類の資源化	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)の「4 様式集に関する質問に対する回答」No.33にて、焼却炉回収金属やメタルも計上するよう回答されております。 一方、要求水準書p8 第13(3)ウ(イ)において、「リサイクル施設では、持続的な資源循環が可能となる資源物の回収を基本とし、事業者は、市及び田原市が行う資源物の事前選別・回収後の破碎対象物に含まれる鉄、アルミ等の資源化に努める。」とあり、資源物とは、要求水準書p3用語集において「主灰等、スラグ、メタルを除き資源化されるものをいう。」とございます。これらのことから、様式第15号-3-3における金属類の資源化量の考え方は、ごみ焼却施設にて回収する「焼却炉回収金属」「メタル」よりも粗大ごみ処理施設にて選別・回収する「鉄」「アルミ」が優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	評価は、落札者決定基準に示した評価の視点に基づいて行います。
16	第16号-1-1 (別紙1)	—	—	法人税等	33行目「繰越欠損金」と34行目「繰越欠損金の控除額」の2項目がございますが、両者の違いをご教示願います。33行目には前年度末の繰越欠損金残高を、34行目には当該事業年度の損金として計上する繰越欠損金の金額を記入すればよろしいでしょうか。	「繰越欠損金」欄には欠損金額を、「繰越欠損金の控除額」欄には法人税の控除額を記入してください。
17	第16号-1-1 (別紙1)	—	—	法人税の実効税率	法人税の算出について、実効税率は愛知県及び豊橋市の税率に基づいて弊社にて設定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	第16号-1-1 (別紙1)	—	—	法人住民税	37行目「法人住民税」とありますが、36行目「法人税等」に一括で計上することをお認めいただけないでしょうか。	様式第16号-1-1(別紙1)を修正しますので、そちらを参照ください。
19	第16号-1-1 (別紙1)	—	—	法人住民税	上記に関連して、36行目「法人税等」で一括計上することをお認めいただけない場合、37行目「法人住民税」には下記の費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。 ・法人県民税(愛知県) ・法人市民税(豊橋市)	質問No.18の回答を参照してください。
20	第16号-1-1 (別紙1)	—	—	外形標準課税	外形標準課税はSPCの運営に要する費用なので、営業費用の欄に記入してよろしいでしょうか。	⑧法人税等欄に記入してください。
21	第16号-1-1 (別紙2) 第16号-1-1 (別紙3)	—	—	変動費に関する提案単価	「※提案単価は円単位とし、その端数は切り捨てとする。」とありますが、各費目ごとの提案単価(F列)については整数である必要はなく、提案単価の合計(G列)が整数であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。費目によっては提案単価が1円/t未満となる事も考えられるため、整数での提示が難しいものと考えます。	各費目についても円単位の整数(端数切捨て)としてください。
22	第16号-1-1 (別紙2)	—	—	変動費に関する提案単価	提案単価は円単位端数切捨てとするため費目ごとの合計の提案単価と合計の提案単価は一致しないものとしてよろしいでしょうか。	各費目も円単位であるため、費目ごとの合計と提案単価は一致させてください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
23	第16号-1-1 (別紙5)	—	—	2. 年間計画処理量(ごみ焼却施設)	「※1 破碎残さ(リサイクル施設から搬入)及びリサイクル残さ(リサイクル施設から搬入)は、入札参加者の提案により設定するものとする。」とありますが、それ以外の処理量(可燃ごみ(家庭系)、可燃ごみ(事業系)、掘り起こしごみ)については、「要求水準書添付資料12 年度別計画搬入量」に記載がある各年度の数値を使用すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 質問No.10の回答も併せて参照ください。
24	第16号-1-1 (別紙5)	—	—	年間計画処理量(ごみ焼却施設)	上記に関連して、令和9年度は3月16日から3月31日までの半月のみの運営となりますので、可燃ごみ(家庭系)、可燃ごみ(事業系)、掘り起こしごみの処理量は「要求水準書添付資料12 年度別計画搬入量」に記載がある令和9年度の数値の24分の1としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	第16号-1-1 (別紙5)	—	—	年間計画処理量(リサイクル施設)	処理量(計画値)は、「要求水準書添付資料12 年度別計画搬入量」内の「破碎量」に記載がある各年度の数値を使用すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	第16号-1-1 (別紙5)	—	—	年間計画処理量(リサイクル施設)	上記に関連して、粗大ごみ処理施設を要求水準書通り令和14年3月15日に引き渡す場合、令和13年度は3月16日から3月31日までの半月のみの運営となりますので、処理量は「要求水準書添付資料12 年度別計画搬入量」に記載がある数値の24分の1としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	第16号-1-1 (別紙5)	—	—	年間計画処理量(リサイクル施設)	上記に関連して、粗大ごみ処理施設の一部を令和14年3月15日以前に引き渡す場合、令和9年度～令和13年度の数値は既に引き渡した粗大ごみ処理施設の設備で処理可能な量を記入すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	第16号-1-1 (別紙5)	—	—	年間計画処理量(リサイクル施設)	要求水準書p.28「イ 計画処理量」に「不燃粗大ごみと可燃性粗大ごみの重量比は、建設事業者にて設定する。」とありますので、例えば可燃性粗大ごみのみ早期に処理可能な場合、当該様式に記載する可燃性粗大ごみの処理量も入札参加者の提案により設定可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	第16号-1-1 (別紙6)	—	—	年平均の端数調整	「費用(年平均)(単位:円/年)」を計算した際に円単位にて端数が生じる場合は切り捨てとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

6 基本契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	—	—	—	—		入札公告資料において、開示のある契約書一式は落札者決定後の契約書締結までに、契約内容を契約当事者が公正な立場にたち、適切かつ必要な修正協議を踏まえたうえで、締結するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。なお、落札者は、入札公告時に公表した各契約書(案)について、質問回答を行ったうえで本入札に参加されていますので、各契約書への質問回答内容の反映、落札者の提案内容に基づく修正が、適切かつ必要な修正協議の範囲と考えます。
2	7	21	—	—	損害賠償	「本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者を構成するいずれかの当事者の債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。」とありますが、本事業の民間事業者の範囲が極めて多岐に亘る内容であることから、全業務に対して連帯責任を負わせることは極めて合理性に欠けるものと思料いたします。 例えば建設工事に参画する構成員および協力企業が、建設工事請負契約に基づく各自の債務を連帯して負うことは理に適っていると考えますが、直接関与しない運搬業務、資源化業務における債務まで連帯して保証することは、過大なリスクであると考えます。また、運搬業務、資源化業務を行う企業が、自らが当事者とはならない建設工事における債務を連帯することも、同じく過大なリスクであると考えます。 以上より、構成員および協力企業については自らが契約当事者となる業務委託契約の範囲で責任及び債務を負うこととしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、本基本契約に基づき損害賠償請求を行う場合には、受注者(構成企業及び運営事業者)に対して行うこととなりますが、受注者内における賠償金の支払者は問いません。
3	7	21	—	—	損害賠償	上記質問に関して、各業務委託契約ごとに責任及び債務を切り分けることが難しい場合、建設段階と運営段階にて切り分けていただくことは可能でしょうか。建設段階のみ参加する企業と運営段階のみ参加する企業とが相互に保証することはやはり困難であると考えます。	質問No.2の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

7 建設工事請負契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
2	3	3の2	2	2	本設計	「第44条及び第44条の2の責任を免れることはできない」とございますが、「第44条」および「第44条の2」は「第41条」および「第41条の2」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1	3	4	1	—	契約の保証	第4条第1項(3)(4)(5)による保証は、様式第5号に記載の共同企業体構成員毎に差し入れることをお認め頂けないでしょうか。	保証は、受注者(建設事業者)が差し入れてください。
3	11	17	4	—	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第3項の検査の結果、本工事の施工部分が設計図書に適合しているとなった場合は、第4項の規定にかかわらず検査・復旧費用は発注者負担になると理解してよろしいでしょうか。発注者負担とならない場合、かかる場合においても検査・復旧費用を受注者が負担しなければならない理由をご教授頂きたく存じます。	第3項の検査は、本工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があるときに実施する検査です。検査の結果に関わらず、第4項に規定のとおり、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担となります。
4	16	29の2	2	—	法令の変更	「(本工事等に直接関係する税制度の新設・変更を含む)」には、消費税の改正も含まれると理解してよろしいでしょうか。 消費税及び地方消費税の改正による負担について、運営業務に関しては入札説明書に記載がありますが、建設工事に関しては記載がないためお伺いする次第です。	お見込みのとおりです。なお、従前の消費税及び地方消費税の税率変更の際には、請負工事においては契約締結日によって経過措置が適用されています。建設期間中に税率変更が行われた場合には、国等の示す措置に基づき対応します。
5	19	39	2	—	部分引渡し	第39条第2項但書部分の「第32条第1項の請求」は、「第33条第1項の請求」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	28	52	5	—	契約不適合責任期間等	本条における「重過失」とは、多くの判例で示されている通り、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」と解釈してよろしいでしょうか。	判例では、ご質問のように表現されていますが、具体的にどのような状態が当てはまるのかは事象に応じて判断されるものと考えます。

入札説明書等に関する質問に対する回答

8 運營業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	—	—	総則	「受託者」は基本契約書における運營業業者と同じという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	4	1	—	契約の保証	「豊橋市契約規則第7条第1項第7号に該当する場合には、認める場合があります。」とご回答を頂きましたが、具体的な条件をご教示下さい。 例えば、愛知県内での実績が3年以上あるなど。	豊橋市契約規則第7条第1項第7号の適用について、具体的な条件は提示できません。
3	5	10	1	—	一括再委託等の禁止	本業務の運轉業務において、SPCより運轉業務を受託した企業が、その受託業務の一部を更に他の企業に委託することは、予め貴市の承諾を得ることで可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	20	1	—	災害発生時などの協力	「発注者と受託者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。」とあります。 「入札説明書等に関する質問に対する回答(令和4年1月6日)」の運營業務委託契約書(案)に関するNo.9の質問回答において、「災害発生時の本施設への一般市民の避難は想定していないため、防災備蓄品は必要ありません。」と回答いただきました。 災害発生時における本施設勤務者の貴市職員および見学者のための防災備蓄品の設置については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	19	61	2	—	発注者の損害賠償請求等	契約解除に伴う違約金としては、「解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る運營業務委託料の10分の1に相当する額又は、年間運營業務委託料のいずれか高い方の金額」と規定されております。 一方、この違約金に充当する契約保証金の額は、第4条(および入札説明書第4章2(6))にて各事業年度の運營業務委託料の10分の1以上と規定されております。 契約解除に伴う違約金額については、契約保証金と同額の各事業年度の運營業務委託料の10分の1へ変更いただくことをご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
6	19	61	2	—	違約金	各事業年度の運營業務委託料の10分の1を御認め頂けない場合、違約金は「解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る運營業務委託料の10分の1に相当する額又は、年間運營業務委託料のいずれか高い方の金額」ではなく、年間運營業務委託料としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

9 主灰等運搬業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	12	47	2	—	発注者の損害賠償請求等	<p>契約解除に伴う違約金としては、「解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る主灰等運搬業務委託料の10分の1に相当する額又は、年間主灰等運搬業務委託料のいずれか高い方の金額」と規定されております。</p> <p>一方、この違約金に充当する契約保証金の額は、第4条(および入札説明書第4章2(6))にて各事業年度の運営業務委託料の10分の1以上と規定されております。</p> <p>契約解除に伴う違約金額については、契約保証金と同額の各事業年度の運営業務委託料の10分の1へ変更いただくことをご検討いただけないでしょうか。</p>	原文のとおりとします。
2	12	47	2	—	発注者の損害賠償請求等	<p>上記の質問に関連して、各事業年度の主灰等運搬業務委託料の10分の1を御認め頂けない場合、違約金は「解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る主灰等運搬業務委託料の10分の1に相当する額又は、年間主灰等運搬業務委託料のいずれか高い方の金額」ではなく、年間主灰等運搬業務委託料としていただけないでしょうか。</p>	原文のとおりとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

10 主灰等資源化業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	12	46	2	—	発注者の損害賠償請求等	<p>契約解除に伴う違約金としては、「解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る主灰等資源化業務委託料の10分の1に相当する額又は、年間主灰等資源化業務委託料のいずれか高い方の金額」と規定されております。</p> <p>一方、この違約金に充当する契約保証金の額は、第4条(および入札説明書第4章2(6))にて各事業年度の主灰等資源化業務委託料の10分の1以上と規定されております。</p> <p>契約解除に伴う違約金額を契約保証金と同額の各事業年度の主灰等資源化業務委託料の10分の1へ変更いただくことをご検討いただけないでしょうか。</p>	原文のとおりとします。
2	12	46	2	—	発注者の損害賠償請求等	<p>上記の質問に関連して、各事業年度の主灰等資源化業務委託料の10分の1を御認め頂けない場合、違約金は「解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る主灰等資源化業務委託料の10分の1に相当する額又は、年間主灰等資源化業務委託料のいずれか高い方の金額」ではなく、主灰等資源化業務委託料としていただけないでしょうか。</p>	原文のとおりとします。

別途配付資料について

○ 別途配付資料

・別途提示資料

対面的対話結果及び第2回質問回答の中で別途提示すると回答した資料は、以下のとおりです。

別 途 提 示 資 料 目 次

<対面的対話>

追加資料 8	全体処理フロー(令和14年度)
—	添付資料12 年度別計画搬入量(修正)
—	様式第15号-2-2(別紙1) 年間物質収支(令和14年度)(修正)

<第2回質問回答>

—	様式第14号(別紙1) 入札価格参考資料 (豊橋田原ごみ処理施設設計・建設業務に係る対価)(修正)
—	様式第15号-2-1(別紙) 二酸化炭素排出量(修正)
—	様式第16号-1-1(別紙1) 事業収支計画(修正)

○ 配付手続き

・配付期間

令和4年2月28日(月)から令和4年3月4日(金)まで

・配付方法

別途提示資料は、本質問回答書とは別途各入札参加者に電子メールにて配付します。別途提示資料の配付を希望する者は、入札説明書(P.20「第5章 1(13) 事務局」)記載の事務局に電話にて連絡をお願いします。